

# 令和6年三重県議会定例会

## 総務地域連携交通常任委員会 提出資料

### ◎議案事項

- 1 議案第110号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案 . . . . . 1
- 2 議案第117号 財産の取得について . . . . . 3

### ◎所管事項

- 1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」  
への回答について（総務部関係分） . . . . . 4
- 2 「三重県特定事業主行動計画」及び「三重県職員障がい者活躍推進計画」  
の改定について . . . . . 5
- 3 法人県民税法人税割に係る超過課税の継続について . . . . . 8
- 4 審議会等の審議状況について . . . . . 13

令和6年10月9日  
総 務 部

## ◎ 議案事項

### 1 議案第110号

#### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例案

##### 1 制定理由

刑法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

##### 2 制定内容

次の(2)に掲げる条例において、条文中の「懲役」、「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の規定の整備を行います。

###### (1) 具体的な規定例

【例1】罰則の規定(㉔三重県情報公開・個人情報保護審査会条例など)  
「〇条 ～に違反した者は、～年以下の懲役(→拘禁刑)又は～円以下の罰金に処する。」

【例2】人の資格に関する規定(③三重県職員退職手当支給条例など)  
「〇条 次の各号のいずれかに該当するときは、～退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。  
一 ～禁錮(→拘禁刑)以上の刑に処せられたとき。」

###### (2) 改正する条例

- ① 県吏員職員退職諸給与支給条例
- ② 示威行進及び集団示威運動に関する条例
- ③ 三重県職員退職手当支給条例
- ④ 職員の給与に関する条例
- ⑤ 公立学校職員の給与に関する条例
- ⑥ 公立学校職員の退職手当に関する条例
- ⑦ 三重県立自然公園条例
- ⑧ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- ⑨ 三重県屋外広告物条例
- ⑩ 三重県心身障害者扶養共済条例
- ⑪ 三重県青少年健全育成条例
- ⑫ 職員の分限に関する条例
- ⑬ 三重県動物の愛護及び管理に関する条例
- ⑭ 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ⑮ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- ⑯ 三重県生活環境の保全に関する条例
- ⑰ 三重県土採取規制条例
- ⑱ 三重県河川管理条例

- ⑭三重県砂防指定地等管理条例
- ⑮三重県自然環境保全条例
- ⑯三重県地方卸売市場条例
- ⑰三重県統計調査条例
- ⑱三重県暴力団排除条例
- ⑲地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例
- ㉑三重県行政不服審査会条例
- ㉒三重県情報公開・個人情報保護審査会条例
- ㉓三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
- ㉔盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例
- ㉕三重県個人情報の保護に関する法律施行条例

### 3 施行期日

令和7年6月1日から施行します(刑法等の一部を改正する法律の施行の日)。

## 2 議案第 117 号 財産の取得について

議案第 117 号 財産の取得について		
契約の名称	三重県共通機能基盤用機器の購入	
履行の場所	三重県本庁舎、サーバー機器等を設置するデータセンター内、受託事業者社内等	
金額	500,374,050 円（消費税等含む）	
契約の相手方の住所氏名	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 株式会社NTTデータ東海 代表取締役社長 仙田 達也	
契約締結年月日	令和6年9月4日（仮契約日）	
契約期間	三重県議会の議決日から令和14年3月31日	
<p>契約内容</p> <p>令和7年度末で既存の共通機能基盤が保守期限を迎えるため、新たな共通機能基盤として、再構築を行う。</p>		
契約方法	一般競争入札	
入札方法	年月日	令和6年7月11日
	業者数	1
	価格	1,540,000,000 円（消費税等含む） 1,400,000,000 円（消費税等抜き）
	回数	1回
	摘要	総契約額は7年間分の運用費も含めた1,540,000,000 円となり、うち財産の取得はハードウェアおよびソフトウェアの部分（500,374,050 円）となる。

## ◎所管事項

### 1 「『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【総務地域連携交通常任委員会】

#### ●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	総務部	<p>公務員の志願者が年々減少傾向となっていることや職員の働きやすい職場実感度の目標が未達成であったことをふまえ、男性の育児休業の取得の充実をはじめとする働きやすい職場環境に向けた取組を一層推進するとともに、魅力発信にも取り組まれない。</p> <p>また、働き方改革が全国的に注目される中、県内企業等にも取組が波及するよう、県が率先して取組を進められたい。</p>	<p>育児休業を取得予定の男性職員からは、収入面に不安があるといった声が多かったことから、新たに「育児休業収入シミュレーションシート」を作成するなどして職員の不安解消につなげています。</p> <p>これからも、職員の声を聴きながら、どういった支援ができるか柔軟に対応を考えてまいります。</p>
			<p>若手職員の離職が増加傾向にあることから、その現状と課題を把握し、対策に取り組まれない。また、民間等の社会人経験の方が自身のキャリアを行政の中で生かされるよう、社会人経験者の積極的な採用に向けた検討をされたい。</p>	<p>昨年度、人財マネジメント戦略を策定する際に実施したアンケートで、将来のキャリアビジョンが描けないことへの不安がある職員が4割に達していたことをふまえ、キャリアデザイン研修の実施やキャリアビジョンを実現するための選択肢の提供、職員の希望をより重視した人事配置等に向けた検討等、人財マネジメント戦略に基づく取組を進めてまいります。</p>
3	持続可能な財政運営の推進	総務部	<p>今後の課題と対応について、物価・エネルギー高騰の影響を踏まえた対応について記述を検討されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の課題と対応について、金利上昇や足元の原油価格・物価高騰や国際情勢等を考慮することを記載しました。</p>

## 2 「三重県特定事業主行動計画」及び「三重県職員障がい者活躍推進計画」の改定について

### 1 計画策定の経緯

少子化が急速に進む我が国において、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的に、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)が施行されました。

これに基づき、地方公共団体等は、特定事業主として、事業主の立場から仕事と子育ての両立等のため講じる取組等を記載した特定事業主行動計画を策定することとなりました。本県では、平成17年4月に「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」を策定し、以後計画の改定を重ねながら職員の仕事と子育ての両立を推進しています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づき、令和2年度に「三重県職員障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が、個性や能力を発揮し、いきいきと働くことができる職場環境づくりに取り組んできました。

### 2 計画の改定について

#### (1)次世代育成のための三重県特定事業主行動計画

現行計画(第2次後期計画)については、計画期間が令和7年3月までとなり、次世代育成の更なる推進に向けて計画を見直す必要があります。

なお、女性の職業生活における活躍の推進を目的に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、平成28年に策定された「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」の計画期間が令和8年3月までとなっています。この2つの計画は、密接した部分も多く、一体的に取組を進めることで、効率・効果が高まることが期待できるため、両計画を統合した新たな特定事業主行動計画として策定します。

#### (2)三重県職員障がい者活躍推進計画

現計画の期間が令和7年3月までとなっていることから、計画を見直し、障がい者雇用の推進、障がいのある職員にとって更なる働きやすい職場環境づくりに取り組めます。

### 3 今後の予定

職員の意見や社会のニーズ等を踏まえ、本年度中に策定及び改定を行います。

新たな計画については、総務地域連携交通常任委員会に報告のうえ、職員に周知し、三重県という組織で働くことの魅力を高めます。

#### 4 各計画の概要

計画名称	次世代育成のための三重県特定事業主行動計画	
根拠法令	次世代育成支援対策推進法	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠・出産・子育て等を支援する意識・風土の醸成</li> <li>○ 男性職員の家事・育児参画の推進</li> <li>○ イクボスの推進と誰もが働きやすい職場づくり</li> </ul>	
計画期間	R2.4.1～R7.3.31	
目標項目(主)	男性の育児休業取得率(取得期間:1週間以上)	
目標値	R6年度	90%
現状値	R5年度	81.08%
目標項目(副)	育児休業取得者(男性)の中で合計1月以上取得した職員の比率	
目標値	R6年度	60%
現状値	R5年度	67.74%

計画名称	女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画	
根拠法令	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性活躍に向けた人材育成と職場づくり</li> <li>○ 男性職員の家庭参画の推進</li> <li>○ 誰もが働きやすい職場づくり</li> </ul>	
計画期間	R3.4.1～R8.3.31	
目標項目①	管理職に占める女性職員の比率	
目標値	R7.4.1	16.0%
現状値	R6.4.1	15.6%
目標項目②	課長補佐、班長、地域機関の課長等に占める女性職員の比率	
目標値	R7.4.1	26.0%
現状値	R6.4.1	17.7%

計画名称	三重県職員障がい者活躍推進計画	
根拠法令	障害者の雇用の促進等に関する法律	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進体制等の整備</li> <li>○ 障がい者に対する理解の促進</li> <li>○ 募集・採用、職務の選定・キャリア形成等</li> <li>○ 職場環境の整備</li> </ul>	
計画期間	R2.4.1～R7.3.31	
目標項目①	採用に関する目標(実雇用率)	
目標値	R6.6.1	3.45%以上
現状値	R6.6.1	3.11%
目標項目②	定着率に関する目標 (常勤職員:1年未満の離職、非常勤職員:6か月未満の離職)	
目標値	R6 年度末	通算 0 人
現状値	R5 年度末	通算 0 人

### 3 法人県民税法人税割に係る超過課税の継続について

#### 1 超過課税の制度概要

地方税法では、法人の県民税について、地方団体が通常採用すべき税率として標準税率を定めていますが、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、標準税率を超える税率により課税することができます(地方税法第1条第1項第5号)。こうした課税の制度を「超過課税」といいます。

三重県では、昭和50年に超過課税を導入し、以後5年ごとに延長しています。

##### (1) 現行の超過課税の内容

税率	1.8% (うち、0.8%が超過課税相当分)
対象法人	三重県内に本支店・営業所がある法人のうち ①資本金(出資金)が1億円を超える法人 ②法人税額が年額1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社
適用期限	令和7年12月31日までの間に終了する事業年度

#### ◇全国における実施状況

実施状況	団体名	
	標準税率への上乗せ分	
実施	0.8%	三重県を含む44道府県
	1.0%	東京都、大阪府

##### (2) 超過課税に関する税収額

(単位：百万円)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
法人県民税 法人税割	3,828	3,293	3,491	3,550	3,714
うち 超過課税分	942	1,333	1,456	1,455	1,512

※令和4年度までは決算額。令和5年度は決算見込額。令和6年度は当初予算額。

#### 2 超過課税の用途

超過課税で得られた税収は、超過課税を充当する基金を設け、その基金を通じて事業を実施する形で、用途を限定しています。

(1) 基金の目的や主な成果等

基金名	配分率と目的	令和2年度～令和5年度の主な成果
三重県福祉基金	25%(昭和50年度制定時から充当)	社会福祉施設等の計画的整備や医療従事者確保対策事業などに活用することにより、高齢者・障がい者等支援、障がい者就労支援、医療従事者確保対策など保健福祉の向上を図ることができました。
	高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業の財源として活用	
三重県中小企業振興基金	34%(昭和60年度改正から充当)	中小企業者の資金調達の円滑化や経営支援などに活用することにより、県内中小企業や小規模事業者の振興を図ることができました。
	中小企業の振興を図るための事業の財源として活用	
三重県体育スポーツ振興基金	27%(昭和60年度改正から充当)	国民体育大会等への選手等の派遣、中学・高校運動部活動への支援、県内トップアスリートの育成・強化、優秀な成績を収めた選手の表彰、スポーツ関係団体が行う事業への支援等に活用することにより、体育・スポーツの普及振興を図ることができました。
	体育・スポーツの普及振興を図るための事業の財源として活用	
三重県環境保全基金	2%(平成11年度改正から充当) 廃棄物の適正な処理の推進に関する事業の財源として活用	「ごみゼロ社会」実現に向けた取組や災害廃棄物処理体制の整備などに活用することにより、3Rや廃棄物の適正な処理の推進を図ることができました。
三重県子ども基金	12%(平成30年度改正から充当) 子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業の財源として活用	保育対策やひとり親家庭の自立支援、里親委託の推進などに活用することにより、三重県に暮らす子どもたちを支援する取組などの推進を図ることができました。

(2) 過去4年間(令和2年度～令和5年度)の各基金の歳出額及び残高の状況

(単位：百万円)

基金名	歳出額 (令和2～5年度)	残高 (令和5年度末)
三重県福祉基金	1,051	307
三重県中小企業振興基金	1,459	1,070
三重県体育スポーツ振興基金	797	687
三重県環境保全基金	129	251
三重県子ども基金	447	234

(注) 上記の歳出額・残高は超過課税充充分。なお、福祉基金の全体残高は322百万円、体育スポーツ振興基金の全体残高は900百万円、環境保全基金の全体残高は2,975百万円、子ども基金の全体残高は254百万円。

3 商工関係団体等からの意見について

本年8月に、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、(一社)三重県法人会連合会及び(一社)中部経済連合会に対し、超過課税の継続について説明を行いました。超過課税の継続や使途の見直しについて以下の意見がありました。

(1) 子ども施策の充実に取り組んでほしい。その財源として、子ども基金を増額してほしい。

- (2) 小学校低学年の子供は帰りが早いため、女性職員が困っていると聞く。夏休みの時差出勤を認めている企業もあるので、そうした部分への取組も増やしてほしい。
- (3) 人材確保は最重要課題であるので、県がもっと雇用対策を引っ張ってほしい。県内学生が県内企業へ就職してもらえるような施策や、Uターンなど県出身者で県外大学在籍者への働きかけを行ってほしい。
- (4) 会員企業のトップや各地の商工会議所、地元の意見を聞くと人口減少や人材確保に対する危機感を強く感じる。一番の喫緊の課題は人材確保であり、それぞれの地域だけではできないので、県等の広域で対応していく必要がある。
- (5) 超過課税の延長に異論はないが、使途の公表を積極的に行うべき。

#### 4 今後の進め方

##### (1) 超過課税の継続について

超過課税の財政上の必要性は継続していることから、現行税率(0.8%)のまま、超過課税を継続したいと考えています。

現行の県税条例においては、超過課税は令和7年12月31日までの間に終了する事業年度までの適用とされており、令和8年1月1日以後に事業年度が終了する法人について超過課税の制度を継続していくには、令和6年中に三重県県税条例を一部改正する必要があります。

##### (2) 使途の見直しについて

商工関係団体等の意見も踏まえ、未来の三重の産業を担う子ども関連施策の充実のため、子ども基金の配分率を高めるように見直していきたいと考えています。

具体的には、子ども基金への配分率を5%引き上げることとし、体育スポーツ振興基金について、平成30年度に三重とこわか国体開催を見据えて引き上げた経緯や基金残高の状況を踏まえて配分率を4%引き下げるとともに、環境保全基金について、活用実績や基金全体の残高が多い状況等を踏まえて配分率を1%引き下げたいと考えています。

また、商工関係団体等から意見の多い、雇用対策事業についても各基金の活用を関係部局と調整していきたいと考えています。

基金名	現行の配分率	見直し後の配分率
三重県福祉基金	25%	25%
三重県中小企業振興基金	34%	34%
三重県体育スポーツ振興基金	27%	23%
三重県環境保全基金	2%	1%
三重県子ども基金	12%	17%

以上について、11月定例会月会議に三重県県税条例の一部を改正する条例案を提出したいと考えています。

(参考)法人県民税法人税割に係る超過課税の活用状況一覧(令和2年度～5年度)

◎三重県福祉基金

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	218	213	506	350	1,287
取崩額	247	140	300	364	1,051
基金残高	42	115	321	307	
実施した主な事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者健康・生きがいづくり支援事業費(R2～R5:46,480千円)</li> <li>・障がい者の地域移行受け皿整備事業費 (旧:障がい者居住支援事業費)(R2～R5:15,856千円)</li> <li>・障がい者就労支援事業費(R2～R5:43,472千円)</li> <li>・看護職員確保対策事業費(R2～R5:25,755千円)</li> </ul>					

◎三重県中小企業振興基金

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	296	291	689	476	1,752
取崩額	342	317	349	451	1,459
基金残高	731	705	1,045	1,070	
実施した主な事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業金融対策事業費(R2～R5:262,181千円)</li> <li>・小規模事業者等支援事業費補助金(R2～R5:326,619千円)</li> <li>・中小企業支援センター事業費補助金(R2～R5:416,543千円)</li> </ul>					

◎三重県体育スポーツ振興基金

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	235	230	547	378	1,390
取崩額	91	174	251	281	797
基金残高	238	294	590	687	
実施した主な事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民体育大会派遣事業費(R2～R5:276,592千円)</li> <li>・運動部活動支援事業費(R2～R5:320,250千円)</li> <li>・地域スポーツ推進事業費(R2～R5:151,984千円)</li> </ul>					

◎三重県環境保全基金

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	17	17	40	28	102
取崩額	35	45	21	28	129
基金残高	260	232	251	251	
実施した主な事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみゼロ社会」実現推進事業費(R2~R5:72,995千円)</li> <li>・災害廃棄物適正処理促進事業費(R2~R5:6,201千円)</li> <li>・食品ロス削減推進事業費(R2~R5:3,054千円)</li> </ul>					

◎三重県子ども基金

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	123	102	243	177	645
取崩額	112	55	106	174	447
基金残高	47	94	231	234	
実施した主な事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的養護推進事業費(R2~R5:87,130千円)</li> <li>・保育対策総合支援事業費(R2~R5:85,210千円)</li> <li>・次世代育成支援特別保育推進事業補助金(R2~R5:137,137千円)</li> </ul>					

◎5基金の合計

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
積立額	889	853	2,025	1,409	5,176
取崩額	827	731	1,027	1,298	3,883
基金残高	1,318	1,440	2,438	2,549	

※ 基金の積立額等は百万円単位で、四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

※ 各年度の数値は決算額です。

**4 審議会等の審議状況について**  
(令和6年6月3日～令和6年9月16日)

(1) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和6年6月11日、8月6日、9月3日
3 委員	委員 北村 香織 委員 木村 夏美 委員 西川 昇吾
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づく療育手帳再交付処分に係る審査請求事件 1件</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付処分に係る審査請求事件 1件</li> </ul>
5 調査審議結果	審査請求2件について調査審議を行い、うち2件の答申を決定しました。
6 備考	

(2) 三重県公文書等管理審査会

1 審議会等の名称	三重県公文書等管理審査会
2 開催年月日	令和6年7月31日
3 委員	委員長 原田 大樹 委員 岩崎 奈緒子 ほか3名
4 諮問事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度の廃棄予定の公文書ファイル等について</li><li>・三重県公文書管理規程の一部改正（案）について</li></ul>
5 調査審議結果	諮問事項等について調査審議を行いました。
6 備考	



(4) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	令和6年7月18日
3 委員	委員長 伊藤 正朗 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害等の認定について
5 調査審議結果	三重県公務災害補償等認定委員会運営要領の改正について決定しました。 また、令和4年8月1日から令和6年6月30日までの軽易なる事案（65件）の処理状況について、報告を了承しました。
6 備考	